



サハリンエナジー社

2011-2012 年の公開協議と情報公開に関する計画
日本側利害関係者との連携

第9版
2011年12月

1 序章

サハリン島と北海道との近接性のため、サハリンエナジー社は日本の、特にプロジェクトに影響されるであろうステークホルダー（以降「利害関係者」）との連携の重要性を認識している。これには、地域の経済発展によって利益を得るであろう日本の業界（例えば、旅行業、観光業、その他のサービス部門）、並びに、例えば石油流出によって不利益を受けうる漁業団体等が含まれる。サハリンエナジー社は北海道庁の各部局および海上災害防止センター（M DPC）、漁業協同組合等を含む北海道のその他の利害関係者との関係を確立している。

貸し手（以降「レンダー」）の同意を得た上で、2010 年、当社は、ロシア外務省スタッフと日本語通訳者を交え、日本の利害関係者とともに持続可能かつ柔軟な活動スキームの制定に取りかかった。サハリン II プロジェクトの実施期間中、行政や地域住民の代表者、メディア、非政府組織などの日本語圏の利害関係者が環境アセスメント（EA）を担当する責任者に含まれる。レンダー代表は、それぞれの会議に出席し、そのフィードバックをサハリンエナジーの代表者に提供する。このような関与プロセスは 2011 年以降も継続される。現時点で当社と連絡を取り合っている日本の利害関係者の一覧を付録 1 に示す。

サハリンエナジー社の広報部の代表者は、最低年 2 回、日本を訪問し、当プロジェクトに関わる課題について日本の利害関係者と会議を行う。

その会議に技術専門家も出席し、発表と質疑応答を行う。2012 年において、越境問題に関わる、技術専門家の会議は、実施しつづける。（例えば、北海道漁業協同組合会議、オホーツク海国際シンポジウムなど）

サハリンエナジー社はまた、サハリン島を訪問し当社とプロジェクトに関する問題点の討議を希望する日本の地域代表者やNGOとの会談も行っている。

日本の利害関係者の存在については、そのような団体との会談、手紙、E メールあるいはサハリンエナジー社と交流のある日本の団体からの協力など、様々な手段を通して確認されている。会談は E メール、手紙、電話を通じて設定される。

2 PCDP（公開協議と情報公開に関する計画）の一般原則と目的

サハリンエナジー社は市民及び主要な利害関係者との定期的かつ有効な連携、対応およびプロジェクト関連情報の公開が、サハリン2プロジェクト（以下、プロジェクト）開発成功の重要な要素であると考えている。この目的を達するために、1992 年に始められたサハリン2プロジェクトフェーズ1以来、当社は積極的に利害関係者との連携に努め、その活動に関する情報の提供を行っており、これは今後サハリン2プロジェクトフェーズ2の期間中も終始継続される。

サハリンエナジー社の一般的なビジネス原則は透明で開かれた利害関係者との関係構築を明確に掲げており、当社はこれを遂行するための目標およびアプローチとして下記の点を考慮している。

- 利害関係者との連携は意義があり、目的性があり、開かれており、可能な限り包括的で実行性のあるものであるべきであり、かつ可能な限り多様な見解および関心を斟酌するべきである。
- 既に明らかとなっている問題およびサハリンエナジー社による対処方法について意見交換を行うための有効な方法を提供するとともに、その後新たに発生した問題が適切に配慮され対処されるようにするため、地域社会およびその他利害関係者との建設的かつ強固な関係を築くべきである。
- これらは文書化し、個人情報や個人のプライバシーにかかる問題は別として、記

録または記録の要約を可能な限り公開するべきである。

サハリンエナジー社による公開協議と情報公開戦略は、サハリン島民およびその他の利害関係者との協力に基づいて、15 年に渡り発展してきたものである。これは利害関係者へのプロジェクト活動に関する適切な情報提供および当社が彼らの懸念事項を聴取するための効果的な手段となるよう、意味のあるアプローチとなることを意図した利害関係者からのフィードバックによって形成されたものである。このような直接的なフィードバックに加え、サハリンエナジー社はロシア連邦の公開協議に係る法律的な要求事項、および公開協議と情報公開に関する計画(PCDP)に関する国際金融公社(IFC)の手引書Fを満たしている。

このPCDPはサハリンエナジー社のプロジェクトに関する情報公開、および公開協議のための計画とプログラムについて解説している。プロジェクトの規模を考慮に入れ、サハリンエナジー社はプロジェクトの進行地域に加えさらに広く国内・国際レベルで、一般の人々や他の利害関係者と恒常に接觸することに最大の努力を払っている。

3 國際条約

コンサルテーション並びに情報公開に関する国際的な条約として、環境関連情報、環境に関する意思決定への住民参加、並びに環境面での正当性の評価に関する国連欧州経済委員会(UNECE)条約(Aarhus 条約)(1998)並びに、国境を越えた環境影響評価に関する UNECE 条約(Espoo 条約)(1991)の 2 つが挙げられる。両条約は公的な機関がコンサルテーション並びに情報公開に関する活動を行うものと規定しており、ロシア連邦はまだこの条約を批准していないものの、サハリンエナジー社は民間企業による条約の遵守が合理的である限りにおいて Espoo 条約の目的を認識し、この精神を取り入れる努力をする。

Espoo 条約

Espoo 条約は、条約加盟各国間にて、一国における活動が他国の環境に影響を与える場合に協議を推進することを目指している。Espoo 条約を批准した国々では、もしプロジェクトが国境を越えて影響を及ぼす可能性があると考えられた場合は、プロジェクトの実施者が「管轄当局」にそれを通知する。当局はそれから、影響を受ける可能性のある近隣国に対し環境影響評価(EIA)プロセスへの参加を打診する。かかる打診が受け入れられた際には、両国で同等な公開協議が行われることとなる。Espoo 条約は民間企業や個人にこのような手続きを強制するものではなく、これを条約批准各国政府の責任と規定している。しかしながら、本条約は第三者を通して行われる公告を規定しており、この場合においては民間企業が重要な役目を担うこともあらう。

サハリン島と本プロジェクトの地理的条件から見て、国境を跨るコンサルテーションに関わる様々な取組みは日本、とりわけ北海道を含むべきであることは明らかである。ロシア連邦はまだEspoo 条約を批准していないものの、サハリンエナジー社は本プロジェクトの開発において、本条約の精神を遂行すべき努力に価値を見出している。

Espoo 条約の精神に則り、当社は 2002 年から北海道と東京で数回に亘り様々な利害関係者とのフォーラムおよび専門家会議を実施し、海上災害防止センター等の団体と技術レベルでの建設的な関係を確立している。日本の様々な利害関係者との連携に関するサハリンエナジー社の戦略は本付録文書において詳説されている。

オーフス条約

オーフス条約は、環境問題の分野において、公的情報へのアクセスの権利を確立するとともに、意思決定における市民参加、司法へのアクセス等を促すことを目的としている。

環境に関する情報公開に関して、二つの主要な原理を打ち立てている：

- 市民の要求に応じて、公的機関は環境に関する情報を制限なく開示する義務を負う。
- 関係当事者に対し、先を見越して、環境情報が提供されるべきである、という原理も設定されている。

オーフス条約が民間企業よりは政府に責任をおいているとはいがものの、サハリンエナジー社は、公開協議と情報公開に関する要件で表明したとおり、Espoo 条約に対するのと同様、オーフス条約の精神に則って行動することが理にかなっていると認識している。

4 情報公開

サハリンエナジー社はサハリン2フェーズ2プロジェクトの建設期間中、定期的、かつ体系的に市民に情報を公表する予定である。情報の公開は当社のウェブサイト www.sakhalinenergy.ru (ロシア語)、www.sakhalinenergy.com (英語) 上で通知される。情報公開として最低限以下のような対応を予定している:

- 公開協議および情報公開事業に関する年間報告書をロシア語版、英語版を作成し、サハリン及びその外部の利害関係者に配布し、当社の公式サイトと各地の図書館において公開する。
- プロジェクト期間中、および必要に応じて、ESHIA、ESHIA 補遺や再定住アクションプラン (RAP)、サハリン先住民発展計画 (SIMDP)、海洋ほ乳類保護計画、油流出対応文書などの主要な資料を公開する。
- 必要に応じ、追加的な環境・社会関連文書および主要な環境・社会モニタリングレポートを公開する。
- 当プロジェクトの実施に関する情報を 11 の地域新聞により公開する。
- 毎週、地域のテレビ番組「エナジー」を通じ、プロジェクトの推進状況を広報する。
- プロジェクトおよび計画中、または実施中の公開議会に関する情報を定期的に更新する。サイトには、フィードバックに必要なコメントと質問送信機能がある。
- 必要に応じ、メディア若しくは他の手段を通じて重要な決定事項等を一般に告知する。
- マス・メディアにより、当社に関する追加情報を公開する。
- 情報の告知は FAX、E メールもしくは国内外、地域のメディアに対する記者会見によって行う。メディアへの発表は公式ウェブサイトにも掲載し、メディアへの発表に関する質問に電話で答えることができるようスタッフを配置する。
- 当社は、利害関係者による問い合わせを受けた際、一般質問の場合は 14 営業日以内、苦情情報の場合は 7 営業日以内に返答する。当社からの返答は、最初の問合せ時に提示された利害関係者の住所やアドレスに、郵便または E メールで送られる。しかしながら、特定のスタッフ(例えば特別な技術的専門知識を持つスタッフ)が返答するために翻訳が求められる時など、返答が遅れる可能性があることをご理解いただきたい。

5 日本語で閲覧可能な資料

国境を越える可能性のあるトピックについては、サハリンエナジー社は主要な公開情報を日本語に翻訳する。これは主に越境する環境・社会問題についての情報を含む。既に閲覧可能な日本語文書の一覧は、「公開協議と情報公開に関するレポート」にある。

その他の関連する資料も順次日本語で閲覧可能となる。当社のメディアリースは、必要に応じて翻訳されることになる。

日本語で提供可能な公開情報のハードコピーを下記の日本の図書館で閲覧することができる。

稚内市立図書館
北海道稚内市大黒 4-1-1
電話:81-162-23-3874

紋別市立図書館
北海道紋別市幸町 3-1-8
電話:81-1582-4-2111

網走市図書館
北海道網走市北二条西三丁目
電話:81-152-43-2426

北海道図書館
北海道江別市文京台東町 41
電話:81-11-386-8521

詳細については下記サハリンエナジー社までお問い合わせください。

SEIC-ask-japan@sakhalinenergy.ru または電話 +7 4242 66 2778(対応言語は英語であるが、特別な問い合わせの場合、通訳は可能である。)

6 2011年における日本の利害関係者との公開協議

サハリンエナジー社は日本の利害関係者との良好な関係構築ならびにプロジェクト開発において Espoo 条約の精神を尊重することの重要性を認識している。

2011 年において、当社は日本側の利害関係者との協議を日本で開催した。その公開協議は、以前当社により実施された会議の参加者および利害関係者から得られた情報を基にして、開発された。

2011 年における日本の利害関係者との主な活動 :

- 2月 17 日 - 北海道漁業協同組合連合会のフォーラムへの参加、北海道オホーツク環境ネットの代表者との会合・意見交換
- 2月 17 日 - 北海道庁の代表者との懇談会
- 2月 18 日 - 北海道漁業環境保全対策本部の代表者との懇談会
- 2月 18 日 - 海上保安本部の代表者との懇談会
- 2月 20 日 - 第 26 回オホーツク海国際シンポジウム、油濁防除ワークショップへの参加 (紋別市)
- 2月 21 日 - 紋別市にて海上保安本部の代表者との懇談会
- 9月 21 日 - 北海道庁と北海道漁業環境保全対策本部の代表者との懇談会
- 9月 22 日 - 稚内市にて海上保安本部の代表者との懇談会
- 9月 22 日 - サハリンプロジェクト協議会への参加。当協議会は、日本のオホーツク環境ネットにより開催された。(参加者が約 50 名であり、オホーツク海領域の利害関係者である。)
- 11月 21 日 - サハリンプロジェクトにおけるタンカー輸送に関する安全・防災

協議会への参加（日本海上保安本部主催、小樽市）

- 11月21日 - 北海道経済産業局との懇談会
- 11月22日 - 北海道大学の学長との会談

以上の事業において、当社の代表者は、サハリン2プロジェクトの現状について報告し、油濁対応事業に関して説明した。以上の会議には当社の代表者として、メディア・問題担当部、の専門家が参加した。

2011年の第4四半期には、日本側の利害関係者との協同活動の分析を行った。その分析の結果に基づき、2012年度の計画を開発する予定である。

7 2012年における日本の利害関係者との公開協議

サハリンエナジー社は日本の利害関係者との良好な関係構築ならびにプロジェクト開発においてEspoo条約の精神を尊重することの重要性を認識している。

2012年において、当社は日本側の利害関係者との協議を日本で開催する予定である。その公開協議は、以前当社により実施された会議の参加者および利害関係者から得られた情報を基にして、開発された。

2012年に利害関係者の参加が予定される主な活動：

- 紋別で行われるシンポジウムへの参加、2012年2月
- 北海道漁業協同組合、日本海上保安本部、北海道庁の会議への参加、2012年の第1、第3四半期
- オホーツク沿海の住民および漁師との会議への参加、2012年中、2回。

2012年の日本側の利害関係者との会議のスケジュールは、当社の公式サイトで公開されている。

2012年の第4四半期には、日本側の利害関係者との協同活動の分析を行う。その分析の結果に基づき、JBICおよびその他のサハリン2プロジェクトの主な投資家の協力によって、2013年度の計画を開発する予定である。

8 苦情への対応手続き

8.1 苦情の提出

苦情は、不満の種となりうる実際の、もしくはそのように受け取られる問題として定義することができる。当社の方針として、実際の苦情が生ずる前に、発生する可能性のある問題を予測し、対処できるよう影響軽減対策並びに地域に密着した活動を実施し、苦情の発生を防ぐ。それでも苦情が発生した場合には、サハリンエナジー社はこれらをロシア連邦法と国際的に認められた善後策、社内の苦情処理手続きに従って、速やかに効果的な方法で処理することを約束する。サハリンエナジーの納入業者、請負業者、下請業者の活動に関する苦情の解決は、それぞれの資産施設管理者を通じて実行される。当社の資産施設管理者は、請負業者や下請業者を含むそれぞれの施設チームの中で、苦情処理手続きを実施することに責任を負う。

サハリンエナジー社は、苦情の受付から20営業日以内に苦情を調査し解決するよう努める。解決に要する期間は最大でも45営業日を超えず、この期間内に必要な行動が実施されるか、あるいは苦情提出者の同意を得るものとする。

当社は、サハリン2に関して苦情申し立て出来るよう、「苦情提出のためのリーフレット」を作成し、定期的に更新している。これは再定住プログラムに不満を持つ個人にも当てはまる（再定住問題に関する情報については、サハリンエナジー社 Web サイトの「再定住アクションプラン」を参照のこと。）

「苦情提出のためのリーフレット」は、最新情報を反映するため、2010 年に改定された。苦情提出希望者が誰でも記入できるような形式をもつ、改定された「苦情提出のためのリーフレット」は後述の通り。このリーフレットは、当社の情報センターやプロジェクト実施に関する協議会の際に配布される。また、情報センターのコンサルタントが苦情記入方法などを助言する。リーフレットは、若干の修正を加えた日本語版もある。

「苦情提出のためのリーフレット」は下記で入手可能：

- 当社の情報センター
- 地区の図書館；
- 当社オフィス：住所 35, Dzerzhinskogo Str, Yuzhno-Sakhalinsk
- 当社の公式サイト www.sakhalinenergy.ru;

8.2 公開苦情処理手続きに関するリーフレット

リーフレットについて

サハリン2プロジェクトのように大規模で複合的なプロジェクトは、時にプロジェクト地域内、または隣接した地域に居住する人々に影響を及ぼす可能性がある。私達は自身の活動に起因するどんな問題（苦情）にも耳を傾け、迅速な解決を図るよう最善を尽くしたいと考えている。

このリーフレットにはサハリンエナジー社の苦情処理手続きについても記載されている。リーフレットには苦情提出の方法についても記載されている。更に問題解決のために当社が取るステップについても記載されている。

当社の事業活動もしくはサハリン2プロジェクトの開発が地域社会、環境および生活の質に影響を与えると考えられるとき、誰でも苦情を提出することができる。

当社では、受領した苦情全てを調査する。苦情が私達の活動に関連していない場合や、私達の活動がロシアおよび国際的基準（例えば騒音基準など）の範囲内であると判断する場合もある。そのような場合には、苦情提出者に書面で説明を行う。他の全てのケースに関して、当社の活動が意図していた基準を逸脱していたかを検証し、何らかの問題が発見された場合には事態の再発防止に向けた方策をとる。

苦情提出の方法は？

苦情提出にはいくつかの方法がある。

- 記入済みの苦情提出用紙（このリーフレットの最後に添付）を用紙裏面に記されている住所に送付する。
- お住まいの地域にある、当社の情報センターに問い合わせる。
- Grievancereport@sakhalinenergy.ru に E メールで送る。
- 当リーフレットの最後に書かれている連絡先に電話をする。

- サハリンエナジー社に直接電話する(直通電話番号:**+7 4242 66 2400**)。(機密保持のレコーダーや発信者通知装置は設置されていません。もし電話に応答がない場合は、後程おかげ直しください。)

注意:この手順は、苦情を解決するために、裁判所またはその他の非司法機関に問い合わせる権利を奪うことはありません。

苦情提出者が内密に苦情の申し立てを行うことを望む場合

苦情提出者が、サハリンエナジーに対し個人情報の秘匿を求めた場合、本人の同意無しにはその情報は開示されない。苦情内容の詳細等も担当部署以外には開示されない。しかしながら問題解決のために個人情報の開示が必要となる場合(例えば法廷で証拠の提出を求められた場合等)、担当部署は苦情提出者と最善の方策につき協議を行う。

匿名による苦情提出を求める場合。苦情提出者がサハリンエナジー社に対して個人情報を提示しなかつた場合、具体的な事象の検証、苦情提出者の立場の保護もしくは苦情提出者へのフィードバックがより困難となることを認識していただきたい。したがって、サハリンエナジー社は匿名による苦情提出も検討の対象とするが、勧められない。もし匿名による苦情提出を強く望む場合には、その後の本人からの追加情報提出無しに担当部署が事案の調査を行うため、十分な事実関係並びにデータが提出される必要がある。

苦情を提出するとどうなるのか?

場合においては、地域連絡担当窓口に相談後、速やかに苦情が解決されるケースもあるが、解決に時間がかかるものに関しては下記の要領で段階的に対応する。

ステップ1:苦情の受付

記入された苦情提出用紙もしくは問題に関する正式な通知を受領したら、直ちにその苦情解決の担当者を任命する。.

ステップ2:通知書の送付

苦情受付から7営業日以内、苦情提出者に受付通知書を送付する。この通知書には担当者、問合せ先、解決までの目標期日が含まれている。

ステップ3:調査

提出された苦情の原因究明に努める。この間、苦情提出者との連絡が必要になる場合がある。

ステップ4:解決

苦情を調査した後、その結果と我々が問題解決のために必要であると認識している対応案を苦情提出者に書面にて送付する。

苦情提出者がその問題の解決に満足した場合には、満足したことを示す声明書に署名を交わすことを願う。

問題が解決しなかった場合には再評価を行い、苦情提出者と次のステップに関して協議する。

ステップ5:フォローアップ

苦情提出者に異存がなければ、後日サハリンエナジー社は私達の活動がその後問題を起こしていないことを確認するため苦情提出者にコンタクトすることがある。

サハリンエナジー苦情提出用紙

苦情を匿名で提出してもかまいません。しかしながら、あなたの連絡先などの情報をご提供いただければ、より効果的なフォローアップをご提供できます。

SEIC 整理番号	
氏名 注意: あなたの同意なく、第三者にあなたの身元を開示したくない場合は匿名でもかまいません。	_____ 私の同意なく、私の身元を公開しないよう希望します。 私は匿名で苦情を提出します。
連絡先 希望する連絡方法に印をつけてください(郵便、電話、Eメール) 注意: ご自身に関する情報は必ずしも記載しなくてもかまいません。	住所: _____ 電話: _____ Eメールアドレス: _____
パスポート番号 注意: パスポートの情報は必ずしも記載しなくともかまいません。	_____
先住民に関することですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
希望する使用言語(希望するものに印をつけてください)	ロシア語 <input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> その他(お書きください) _____
事件または苦情の説明:	何が、いつ、どこで、誰によって起きたか？その結果は？
問題解決のために何を望みますか？ 	

署名: _____ 日付: _____

第三者に苦情関連情報を開示することへの同意

私は、私のこの苦情(の全部または一部)が、サハリンエナジー社以外の第三者(例えばサハリンエナジーの下請業者など)が行った行為や行為の失敗に言及することを承知しています。私は、私の苦情を効果的に解決する目的で、苦情として申告された事実を確認し、解決を図れるよう、サハリンエナジー社がそれらを第三者に連絡する場合があることを理解しています。私は、サハリンエナジーが、私の苦情が言及している行為や失敗を行った第三者に、私のこの苦情(同様に、この苦情に関連して、私が既に提供した、および今後提供されるであろう追加情報等)を開示することに同意します。(ただし、サハリンエナジーは、私が苦情提出用紙の個人情報公開を拒否する欄にチェックを入れた場合は、私の個人情報の特定につながる情報を公開しないこと)。

署名: _____ 日付: _____

この意見書を下記の住所に送ってください:

External Affairs, Community Grievance Procedure Focal Point, Sakhalin Energy Investment Company Ltd,
35 Dzerzhinskogo St., Yuzhno-Sakhalinsk 693020, Russian Federation

**サハリンエナジー社の地域苦情処理担当の
連絡先電話番号**

担当者	電話番号*
公開苦情処理手続きコーディネータ	66-28-93
地域連絡担当	66-22-96 29-44-08 29-42-08

*国際電話コード +7 4242、ロシア国内電話コード 8 4242

9 連絡先情報

サハリン2プロジェクトに関する情報は、www.sakhalinenergy.ru(ロシア語)またはwww.sakhalinenergy.com(英語)をご訪問ください。

下記を通じてもサハリンエナジーに連絡できます:

- E メール ask-sakhalinenergy@sakhalinenergy.ru;
- 渉外広報担当部長への FAX:+7 4242 662012
- 渉外広報担当部長への手紙
Sakhalin Energy Investment Company Limited
35, Dzerzhinskogo Str
693020, Yuzhno-Sakhalinsk
Russian Federation
- (社会関連問題の)苦情のための通話料無料のホットライン:8 4242 662400
ロシア語と英語話者向け。ご希望に応じ、ロシア語または英語での会話が可能。デリケートな問題で女性の対応者をお望みの場合は、お申し付けいただければ後程こちらからかけ直します。
- 電話 +7 4242 294208 (先住民);
- 電話 + 7 4242 662778(日本の利害関係者、英語。必要に応じ日本語通訳を手配可能)
- モスクワの電話 + 7 495 9561750

A.1 現時点でサハリンエナジー社データベースに登録されている日本の利害関係者

日本の利害関係者	日本の利害関係者
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本総領事館—ユジノサハリンスク ● 北海道庁 ● 稚内総合振興局 ● オホーツク総合振興局 ● 紋別市 ● 留萌振興局 ● 水産庁 ● 北海道経済産業局 ● 北海道議会 ● 北海道観光局 ● 北海道漁業環境保全対策本部 ● 北海道内各漁業協同組合（稚内、猿払村、枝幸、網走、北るもい、小樽市、常呂、湧別、雄武、石狩湾） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海上保安庁—東京および各管区保安本部 ● 日本環境災害情報センター ● 北海道大学 ● FoE Japan ● IFAW 日本支部 ● 財団法人世界自然保護基金ジャパン ● 社団法人北海道野生動物保護公社 ● エトピリカ ● 北海道ラプタリーサーチ ● 財団法人日本野鳥の会 ● 財団法人山階鳥類研究所 ● オホーツク環境ネット ● 北海道大学

この利害関係者一覧に加入を希望する個人や団体はサハリンエナジー社にご連絡ください。

E メール: SEIC-ask-japan@sakhalinenergy.ru

電話:+7 4242 66 2778 (対応言語は英語であるが、特別な問い合わせの場合、日本語通訳は可能である。)

FAX:+7 4242 66 2012

サハリンエナジーの資料が閲覧できる日本の図書館の一覧:

稚内市立図書館
北海道稚内市大黒 4-1-1
電話:81-162-23-3874

紋別市立図書館
北海道紋別市幸町 3-1-8
電話:81-1582-4-2111

網走市図書館
北海道網走市北二条西三丁目
電話:81-152-43-2426

北海道図書館
北海道江別市文京台東町 41
電話:81-11-386-8521